

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 福島県人事委員会
職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
一
- 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則
二
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
二
- 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
二

福島県人事委員会

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

福島県人事委員会

委員長 笠 間 善 裕

福島県人事委員会規則第八号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年福島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第七条の二の見出し中「時間外勤務」を「超過勤務」に改め、同条第一項中「条例第八条の二」を「職員に超過勤務（第八条の二第一項）に、同条に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に勤務すること」を「命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。」に改め、同条第二項中「条例第八条の二の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において」を削り、「勤務すること」を「超過勤務」に、「正規の勤務時間」を「条例第八条の二第一項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）が」に改める。

第七条の二の次に次の一条を加える。
（超過勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第七条の二の二 任命権者が職員に超過勤務を命ずる場合には、一箇月において四十五時間及び一年において三百六十時間の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。ただし、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）別表第一に掲げる事業に従事する職員については、同法第三十六条第一項の協定において、同条第二項第四号の時間として定めた時間の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

2 職員が他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務で、人事委員会が別に定めるものをいう。）に従事するために、臨時的に前項の限度時間を超過して勤務を命ずる必要がある場合は、前項の規定にかかわらず、任命権者は、次に掲げる時間及び月数の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。ただし、労働基準法別表第一に掲げる事業に従事する職員については、同法第三十六条第一項の協定において、同条第三項の限度時間を超過して勤務させることができる場合として定めた時間の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

一 一箇月において超過勤務を命ずる時間について 百時間未満
二 一年において超過勤務を命ずる時間について 七百二十時間
三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の一箇月当たりの平均時間について 八十時間
四 一年のうち一箇月において四十五時間を超過して超過勤務を命ずる月数について 六箇月

3 一年において前項の規定による超過勤務を命じられたことのある職員に対し、任命権者が当該年度の途中において第一項本文の規定による超過勤務を命じようとする場合における当該職員に対する同項の規定の適用については、一箇月において命ずることのできる超過勤務の限度時間は四十五時間とし、一年において命ずることのできる超過勤務の限度時間は七百二十時間とする。

4 任命権者が、特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前三項に規定する時間又は月数を超過して超過勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。（労働基準法別表第一に掲げる事業に従事する職員については、同法第三十三条第一項の規定に基づき行政官庁の許可を受け、又は届出をした場合に限り。）人事委員会が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、前三項に規定する時間又は月数を超過して超過勤務を命ずる必要がある場合として人事委員会が定める場合も、同様とする。

5 任命権者は、前項の規定により、第一項及び第二項に規定する時間又は月数を超過して職員に超過勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該超過勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る一年の末日の翌日から起算して六箇月以内に、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

6 任命権者は、前項に規定する超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行った場合には、その内容を人事委員会に報告するものとする。

7 任命権者は、一箇月において百時間を超える超過勤務を命じた場合には、人事委員会が定めるところにより人事委員会に報告するものとする。

8 第一項から前項までに定めるもののほか、職員に超過勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に關し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

第七条の四の見出し中「職員」の下に「及び障がいがある職員」を加え、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第二項から第四項までの規定は、条例第八条の四第三項に規定する対象障害者である職員について準用する。

第七条の六の見出し中「時間外勤務」を「超過勤務」に改め、同条第二項中「時間外勤務（条例第八条の二に規定する勤務をいう。）」を「超過勤務」に、「時間外勤務制限開始日」を「超過勤務制限開始日」に改め、同条第三項及び第四項中「時間外勤務制限開始日」を「超過勤務制限開始日」に改める。

第九条第一項中「（昭和二十二年法律第四十九号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成三十一年八月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第七条の二の二第二項第三号の規定の適用については、同号中「五箇月の期間」とあるのは、「五箇月の期間（平成三十一年四月以後の期間に限る。）」とする。

（総務審査課）

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

福島県人事委員会

委員長 笠 間 善 裕

福島県人事委員会規則第九号

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

する規則の一部を改正する規則

成二十八年福島県人事委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表中「柳津町」を「柳津町 三島町」に、「中島村」を「中島村 矢吹町」に、「小野町」を「小野町 広野町」に、「伊達地方衛生処理組合」を「伊達地方衛生処理組合 国見町桑折町有北山組合」に、「田村広域行政組合」を「田村広域行政組合 福島県

市民交通災害共済組合」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（総務審査課）

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

福島県人事委員会

委員長 笠 間 善 裕

福島県人事委員会規則第十号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二知事の事務部局の部出先機関の項中「ハイテクプラザ技術支援センター所長」を「ハイテクプラザ技術支援センター副所長」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（採用給与課）

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

福島県人事委員会

委員長 笠 間 善 裕

福島県人事委員会規則第十一号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第四の四級の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 規模の小さい試験研究機関の副所長の職務

別表第四の五級の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 困難な研究を行う規模の小さい試験研究機関の副所長の職務

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（採用給与課）

